

ファミリーシップ制度導入政令市一覧

パートナーシップ制度導入政令市18自治体(堺市含む)のうち、下記政令市がファミリーシップ制度を実施

参考資料3

自治体	制度名	要綱名	開始年月	ファミリーシップの対象者	要綱上の定義	受領証名	子等の同意	受領証からの子等の氏名の削除	子等との関係がわかる書類	希望する場合は、子等にも受領証を交付	一方の宣誓者の死亡後もファミリーシップを継続
堺市(案)	堺市パートナーシップ宣誓制度	堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R6.4(予定) (パートナーシップを拡充)	一方又は双方の子(養子含む)又は親(養親含む)但し、15歳未満の子については、同居していること又は親権者の同意を得ていること。	パートナーシップとファミリーシップ	・パートナーシップ宣誓書受領証 ・ファミリーシップ宣誓書受領証	15歳以上は宣誓書に自書すること また、子へは発達段階に合わせた説明を行い、子の意思を十分に尊重すること	15歳以上は自ら削除の届出ができる	戸籍謄本又は戸籍抄本 (子等と同居している場合は続柄が記載された住民票の写し)	●	●
静岡市	静岡市パートナーシップ宣誓制度	静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱	R4.4 (パートナーシップと同時)	パートナーの子	パートナーシップのみ	パートナーシップ宣誓書受領証	規定無し	15歳以上は自ら削除の届出ができる	戸籍謄本		
福岡市	福岡市パートナーシップ宣誓制度	福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R4.4 (パートナーシップを拡充)	一方又は双方と生計を同一とする未成年の子(実子または養子)	パートナーシップのみ	パートナーシップ宣誓書受領証	15歳以上は宣誓書に自署すること	宣誓者は子の同意を得たうえで削除の届出ができる	・世帯全員が載っている住民票の写し ・別居の場合、親子関係を証する書類(戸籍抄本) ・生計が同一である書類(領収書等)		
北九州市	北九州市パートナーシップ宣誓制度	北九州市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R4.4 (パートナーシップを拡充)	一方又は双方に子がいる場合	パートナーシップのみ	パートナーシップ宣誓書受領証	規定無し	規定無し	関係性が確認できる書類		
大阪市	大阪市ファミリーシップ制度	大阪市ファミリーシップ制度に関する要綱	R4.8 (パートナーシップを拡充)	パートナーシップ関係にある者の子(養子含む)又は親(養親及びその配偶者を含む)	パートナーシップとファミリーシップ	ファミリーシップ宣誓書受領証	15歳以上は同意が必要	15歳以上は自ら削除の届出ができる	「世帯主の続柄」が記載された住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書など	●	●
さいたま市	さいたま市パートナーシップ宣誓制度	さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R4.11 (パートナーシップを拡充)	一方又は双方の子(養子を含む)	パートナーシップとファミリーシップ	パートナーシップ宣誓書受領証	発達段階に合わせた説明を行い、子の意思を十分に尊重すること	子は自ら削除の届出ができる(但し18歳未満は親権者の同意が必要)	戸籍抄本(子の記載があるもの)		
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度	名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱	R4.12 (パートナーシップと同時)	一方又は双方の生計を同一とする子	ファミリーシップのみ	ファミリーシップ宣誓書受領証	15歳以上は宣誓書に自書すること	15歳以上は自ら削除の届出ができる	戸籍謄本等		●
札幌市	札幌市パートナーシップ宣誓制度	札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R5.4 (パートナーシップを拡充)	一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子	パートナーシップのみ	パートナーシップ宣誓書受領証	規定無し	規定無し	・戸籍謄本等 ・同居の事実が確認できる書類(住民票等)		
千葉市	千葉市パートナーシップ宣誓制度	千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	R5.4 (パートナーシップを拡充)	一方又は双方の未成年の子(実子又は養子に限る)	パートナーシップのみ	パートナーシップ宣誓証明書	15歳以上は同意が必要	15歳以上は自ら削除の届出ができる	続柄入り住民票等		